

令和 7・8 年度 岩沼市競争入札参加資格審査申請要領（追加申請）

岩沼市が令和 7・8 年度に発注する「建設工事」、「測量・建設コンサルタント等」、「物品製造・役務の提供等」の入札参加資格審査申請について、本要領のとおり追加受付を行います。

※岩沼市では総務省による標準様式を導入しています。標準様式等の詳細については、総務省ホームページにてご確認ください。なお、当市のホームページでも申請に必要なデータを掲載しています。

（総務省掲載 URL）https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html

1. 申請受付期間及び方法

（1）受付期間

追加申請	受付期間	入札参加資格有効期間開始時期
第 1 回	令和 7 年 8 月 22 日（金）から 令和 7 年 8 月 28 日（木）まで	令和 7 年 9 月上旬から有効
第 2 回	令和 7 年 10 月 1 日（水）から 令和 7 年 10 月 7 日（火）まで	令和 7 年 11 月上旬から有効
第 3 回	令和 7 年 12 月 1 日（月）から 令和 7 年 12 月 5 日（金）まで	令和 8 年 1 月上旬から有効
第 4 回	令和 8 年 2 月 2 日（月）から 令和 8 年 2 月 6 日（金）まで	令和 8 年 3 月上旬から有効
第 5 回	令和 8 年 4 月 1 日（水）から 令和 8 年 4 月 7 日（火）まで	令和 8 年 5 月上旬から有効
第 6 回	令和 8 年 6 月 1 日（月）から 令和 8 年 6 月 5 日（金）まで	令和 8 年 7 月上旬から有効
第 7 回	令和 8 年 8 月 3 日（月）から 令和 8 年 8 月 7 日（金）まで	令和 8 年 9 月上旬から有効
第 8 回 （最終回）	令和 8 年 10 月 1 日（木）から 令和 8 年 10 月 7 日（水）まで	令和 8 年 11 月上旬から有効

追加申請は、原則電子メールのみの受付とします。（郵便及び宅配便等での申請は不可）

※ 各受付期間最終日の 24 時までには当市で受信確認できたものを有効な申請とします。

（2）提出先

提出先メールアドレス：keiyaku-shinsei●city.iwanuma.miyagi.jp

注意 1 提出先メールアドレス内の「●」を「@」に変更してご提出ください。

注意 2 添付ファイルの合計容量が 20MB を超えた場合、当市で受信できない可能性があります。その場合は添付ファイルを 2 通に分けて送信する等、ご対応ください。

注意 3 当市でメール受信後、3 開庁日（土日祝日を除く）以内に申請を受付けた旨を返信します。返信がない場合は、当市で受信できていない可能性がありますので、「7. 問い合わせ先」までご連絡ください。

(3) 有効期間

各有効期間開始時期 から 令和9年3月31日 までとします。

(4) 申請方法

メールの件名を「R7・8入札参加資格審査の追加申請（社名）」とし、次の3点を添付のうえ、送信してください。申請に必要な電子データは、当市のホームページから「申請書等一式（zip）」をダウンロードしてください。

※社名の部分は御社名（略称も可とします）を入力してください。

① 申請書の Excel データ【標準様式（※01～03の各区分に応じてご使用ください。）】

② 岩沼市が独自で定めている様式（全区分対象）Excel データ

③ 添付書類を電子化した PDF 等データ

※申請書様式内メールアドレスの誤りが多くなっていますので、よくご確認のうえ入力願います。

2. 申請区分

標準様式	区 分	業種例
01	建設工事	工事請負全般、修繕（建物等）
02	測量・建設コンサルタント等	測量、建築設計、建設コンサルタント、 地質調査、補償コンサルタント
03	物品製造・役務の提供等	物品売買、賃貸借、製造請負、役務の提供、 サービス業、修繕（物品）

※建設業許可を要しない請負については、役務の提供で登録しなければ入札参加ができませんのでご注意ください。

3. 申請者の資格

申請者は、次に掲げる事項に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者）でないこと。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 岩沼市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年告示第83号）別表に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (5) 建設工事区分に申請する者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けていること。
- (6) 測量・建設コンサルタント等区分に申請する者は、申請業種に関する関係法令に基づく許可・登録を受けていること。

- (7) 物品製造・役務の提供等区分に申請する者で、営業に関し許可・登録等を必要とする業種について申請する者は、申請業種に関する関係法令に基づく許可・登録を受けていること。
なお、受任機関を設ける場合は、受任機関でビルメンテナンス等の許可を受けている必要があります。

4. 提出書類

- (1) 岩沼市が独自で定めている様式内にある「提出書類一覧表」を申請区分ごとに確認してください。
- (2) 各納税証明書については、申請日から3か月以内に発行されたものに限り、有効とします。
なお、3か月以内に発行されている場合でも、申請日時点で納期限を過ぎている未到来の未納税額がある納税証明書は無効とします。
- (3) 「委任状」及び「誓約書兼同意書」の押印が必要な書類について、電子メールによる提出方法は次のとおりとします。
押印された書類を電子データ化（PDFファイルを基本とする）し、申請書と併せて電子メールに添付してください。また、電子データ化された書類の内容が不鮮明な場合は、再度の提出を求める場合がありますのでご了承ください。なお、岩沼市から要請があった場合には原本を提出できるように、申請者にて保管しておいてください。（競争入札参加資格承認書の有効期間満了後は、原本を破棄していただいて構いません。）
- (4) 「各種納税証明書」、「総合評定値通知書（建設工事の場合）」、「登録証明書等（測量・建設コンサルタント等の場合）」及び「許可証等（物品製造・役務の提供等）」の写しについては、上記（3）と同様とします。ただし、本項目の書類の原本を岩沼市が求めることはありません。

5. 審査結果

- (1) 審査の結果、登録を認めた場合は、競争入札参加資格承認書を担当者あて（様式1の「17 担当者メールアドレス」に記載されたメールアドレス）に電子メールにて送付します。電子メールの登録がない場合、郵送により発送しますので、返信用封筒を別途郵送してください。また、競争入札参加資格承認簿を作成し、岩沼市のホームページ上で登録業者名等を公表します。
- (2) 申請書類に不備があった場合は補正の上、再度提出してください。
- (3) 審査の結果、申請書類に補正ができない不備又は虚偽の記載があった場合、その他競争入札参加資格を有しないと認められた場合は、理由を付して申請者に通知します。また、承認後であっても虚偽の記載があった場合等は、入札参加資格の承認を取り消すことがあります。

6. 申請内容の変更

競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、申請書提出以降に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出てください。

また、建設工事区分において、入札参加資格の承認前に総合評定値通知書（以下、「経審」という）が更新された場合は、更新後の経審の写しを提出してください。

なお、申請内容の変更手続きについては、随時、電子メール・郵送・宅配便等で受付しています。変更届の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

変更届 URL : <https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/business/keiyaku/henko.html>

7. 問い合わせ先

岩沼市 総務部 総務課 契約係

電 話 番 号 : 0 2 2 3 - 2 3 - 0 1 8 5

F A X 番号 : 0 2 2 3 - 2 4 - 0 8 9 7

メールによる問い合わせの場合、本要領1.(2)の提出先メールアドレスと同じ